

# 賃貸住宅のオーナー・管理会社等の皆様へ

LPガスの商慣行是正に向けた

## 制度改正が行われます!!

～皆様のご理解・ご協力をお願い致します～

経済産業省資源エネルギー庁において、LPガスの商慣行是正に向けた制度の見直しが行われ、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」（以下「液石法」という。）が改正され、令和6年4月2日に公布されました。

LPガス業界では、液石法改正について、関係者の皆様へ周知啓発に努めておりますので、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

2024年7月2日施行

### ① LPガス販売事業者の過大な営業行為の制限

液石法施行則第16条第15号の3、4 [正常な商慣習を超えた利益供与の禁止](#)

液石法施行則第16条第15号の5、6 [消費者のLPガス販売事業者選択を阻害するおそれのある、LPガス販売事業者の変更を制限するような条件付き契約締結等の禁止](#)

- ❌ 1 LPガス販売事業者は、賃貸住宅のオーナー様等とガス契約を自己と締結させることを目的として、賃貸住宅のオーナー様等に対し、正常な商慣習を超えた利益供与をしてはならない。
- ❌ 2 LPガス販売事業者は、賃貸住宅のオーナー様等との間で、LPガス販売事業者の変更を制限するような条件を付した貸与契約等を締結してはならない。

LPガス販売事業者に過大な営業行為を求めること、または応じた場合は違法となる恐れがあります。また、賃貸住宅の入居者にとって不利益が生じる可能性が高く、皆様にとっても不利益になりかねませんので十分ご注意ください。

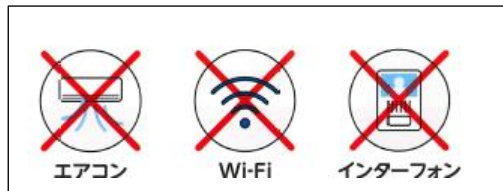
このようなことに直面したら[経済産業省資源エネルギー庁のLPガス商慣行通報フォーム](#)へ



液石法施行則第100条第1号の2

※LPガス販売事業者が罰則の対象となる。

(30万以下の罰金)



## ② LPガス料金等の提示の徹底!!

2024年7月2日施行

液石法施行規則第16条第15号の2

- ・賃貸住宅において、入居者が販売事業者を選択できず特定のLPガス販売事業者と契約を締結しなければならなかったために、賃貸借契約締結後にトラブルが発生しております。

そうしたトラブルを防ぐために、賃貸借契約締結前に、入居者へのLPガス料金等の提示をお願いいたします。

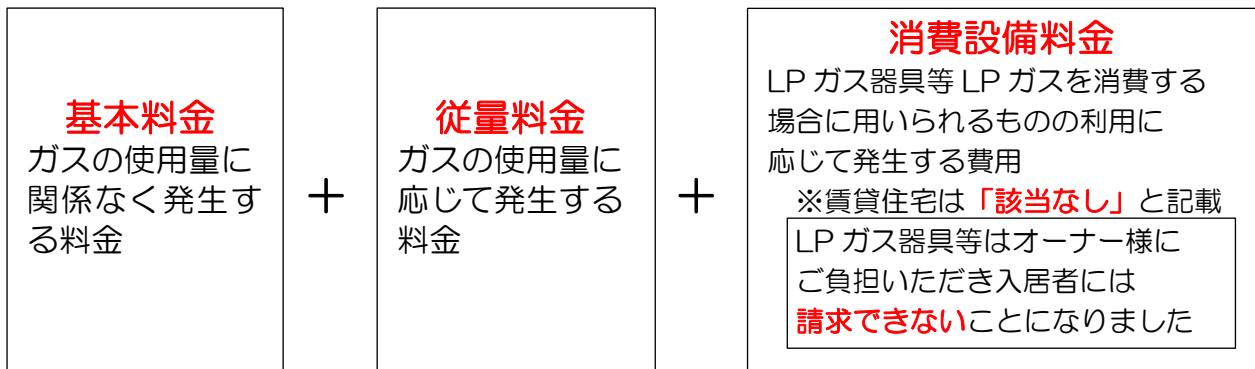
- ・LPガス販売事業者からLPガス料金表等の提示がない場合は、当該物件のLPガス販売事業者へお問い合わせください。



## ③ LPガス料金は三部料金制です!!

2025年4月2日施行

LPガス料金（三部制料金）＝基本料金＋従量料金＋消費設備料金



- ✕ 施行日以降にLPガス販売契約をした入居者に対し、LPガス料金を請求するときは、配管及びガス器具等、LPガスを消費する場合に用いられるものの利用に係る料金を請求してはならない（設備費用の計上禁止）。消費設備料金は「該当なし」と記載。

## 皆様がLPガス販売事業者と契約する際の注意点

皆様がLPガス販売事業者と契約を結ばれる場合は、設備費用については皆様にご負担いただくなど、法令に基づく適切なお契約をお願いします。



本紙発行

(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会 LPガス部会  
〒901-0152 那覇市字小禄 1831-1  
(沖縄産業支援センター403-1)  
TEL098-858-9562

お問合せ